

KUSHIRO SHINKIN DISCLOSURE 2023

釧路信用金庫の現況

令和4年4月1日～令和5年3月31日



ごあいさつ

MESSAGE

平素より釧路信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

地域の皆さまに、当金庫の事業内容や現況をご理解いただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和4年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、徹底した感染対策やワクチン接種の進行などにより、社会・経済活動においては少しずつではあるものの正常化に向けて動き始めました。しかしながら、国際紛争による世界経済の混乱やエネルギー・原材料の高騰などにより、地域経済を支える中小企業・小規模事業者においては、依然として厳しい環境が続いております。

また、令和4年12月には長期金利変動幅の拡大、令和5年3月には米銀シリコンバレーバンクの破綻に端を発した金融不安など、金融経済環境は予断を許さない状況となりました。

管内におきましては、日本経済と同様に厳しい状況が続く、釧路市においては、令和5年2月末にて61年振りに人口が16万人を割り込み、若年層を中心に地域の人口が減少する状況となりました。一方では、令和4年10月11日に水際対策の大幅な緩和として入国者数の上限が撤廃され、同時に全国旅行支援も開始されたことで、苦戦していた宿泊業、飲食業では客足が回復基調となりました。釧路市では、鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討、海面養殖の実証実験開始や陸上養殖試験開始の検討、管内町村においては、クラフトビール工場の稼働や新規ホテルの開業、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の1つ

である川湯温泉再開発、食肉加工センターの新築の他、本年9月にはATWS2023北海道が開催を予定しているなど、地方創生や産業創出、地域経済の活性化につながる取組みが着実に広がりを見せております。

このような情勢の下、我々にとっての哲学であり信念でもある「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、令和3年度にスタートした中期経営計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と持続性ある経営基盤の構築』～」の最終年度として、積極的な金融支援と非金融支援の継続した取組みにより地域社会に貢献し、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の構築を図ることで、地域における信頼と存在価値を高める取組みを展開してまいります。

今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月



理事長
森村 好幸

目次

INDEX

経営理念・基本方針・金庫の概要	1	人材育成	16
令和4年度事業概況	2～3	釧路しんきんのトピックス	17
釧路信用金庫と地域社会	4～5	当金庫の主要な事業内容・ 各種サービスのご案内	18
利用者保護への取組み	6	主な手数料一覧	19
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	7	主な商品のご案内	20
リスク管理態勢	8	当金庫のあゆみ	21
コンプライアンス態勢	9	店舗一覧・地区一覧	22～23
中小企業の経営支援および 地域の活性化のための取組みの状況	10～11	組織・機構～役員～	24
金融仲介機能のベンチマーク	12～13	組織・機構～組織図～	25
地域金融円滑化に係る取組みについて	14	総代会等に関する情報開示	26～27
釧路しんきんの SDGsに関する取組み	15	資料編	28～40
		当金庫の自己資本の充実の状況等	41～48
		不良債権等への対応	49
		開示項目	50

経営理念

この地域を愛し豊かな未来を創造します。

これは、私たちの哲学であり、思想です。釧路信用金庫は、この地域の人たちの相互扶助精神のもとで生まれ育まれた金融機関です。

私たちは、故郷であるこの地域を心から愛し、地域の発展とそこに住む人達の心豊かな未来のために、奉仕を続けることが使命であることを表しております。

基本方針

- 質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。
- 業績の向上に努め、健全で信頼される金庫を創ります。
- 確かな能力と豊かな人間性を兼ね備えた、創造的な人材を育成します。
- 生きがいのある職場を創り、職員の幸せと夢を育てます。

金庫の概要

(令和5年3月31日現在)

名 称 / 釧路信用金庫	会 員 数 / 14,850人
本店所在地 / 〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地 TEL 0154-23-0111	出 資 金 / 723百万円
	預 金 / 256,872百万円
創 立 / 大正14年5月	貸 出 金 / 114,042百万円
店 舗 数 / 18店舗	職 員 数 / 152人

シンボルマーク



輪の中に、地域のシンボルである丹頂をデザイン化したもので、輪は地域とのふれあい、親しみの輪、円満を、丹頂は大空に向かって力強く、大きく飛翔する姿を表し、地域と共に大きく躍動、躍進する姿を表現したものです。

令和4年度事業概況

事業の方針および金融経済環境

令和4年度は、3ヵ年事業計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と持続性ある経営基盤の構築』～」の中間年度として、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた持続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策のもと、全役職員が一丸となり取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスの長期化、国際紛争による世界的な経済の停滞により、国内および地域における社会・経済活動にも影響を及ぼすこととなりましたが、地域に貢献し、存在価値を高めるための取り組みを展開しました。

具体的な取り組みとしましては、中核事業である金融面での本業支援に加え、事業再構築補助金を活用した新分野展開支援、経営改善や事業承継、M&A支援など、経営課題に対する非金融支援を積極的に取り組みました。また、全店におけるフリーWi-Fi導入、WEB完結型ローンチャネル拡充、アプリやビジネスチャットツールの導入により、顧客満足度向上と業務効率化につながる取り組みを実施しました。令和3年11月に開設した「お客様相談室」は通年稼働となり、新たな顧客創造と顧客サービス向上に大きな効果を発揮、地域の高校生や短大生を対象として開講した「金融教育講座」は、若年層の金融リテラシー醸成につながる取り組みとなりました。経営の最重要課題の1つであるコンプライアンスにおいては、経営ガバナンスを一層強化し、各種リスクへの対応力を高めるべく、法令等遵守態勢の充実・強化に取り組みました。

令和4年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、徹底した感染対策やワクチン接種の進行などにより、社会・経済活動においては少しずつではあるものの正常化に向けて動き始めました。しかしながら、国際紛争による世界経済の混乱やエネルギー・原材料の高騰などにより、地域経済を支える中小企業・小規模事業者においては、依然として厳しい環境が続いております。また、令和4年12月には長期金利変動幅の拡大、令和5年3月には米銀シリコンバレーバンクの破綻に端を発した金融不安など、金融経済環境は予断を許さない状況となりました。

管内におきましては、日本経済と同様に厳しい状況が続き、釧路市においては、令和5年2月末にて61年振りに人口が16万人を割り込み、若年層を中心に地域の人口が減少する状況となりました。一方では、令和4年10月11日に水際対策の大幅な緩和として入国者数の上限が撤廃され、同時に全国旅行支援も開始されたことで、苦戦していた宿泊業、飲食業では客足が回復基調となりました。釧路市では、鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討、海面養殖の実証実験開始や陸上養殖試験開始の検討、管内町村においては、クラフトビール工場の稼働や新規ホテルの開業、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の1つである川湯温泉再開発、食肉加工センターの新築の他、本年9月にはATWS 2023北海道が開催を予定しているなど、地方創生や産業創出、地域経済の活性化につながる取り組みが着実に広がりを見せております。

業績

預金につきましては、新型コロナウイルス感染症への警戒感が薄まる中、経済活動の正常化に伴う資金流動性の高まりから法人預金は減少となったものの、先行き不透明な経済・社会環境より消費マインドの回復には至っていない状況から流動性預金が滞留したこと、メイン口座としてのご利用が増えたことから、個人預金が増加したため、全体では、期末残高2,568億72百万円と前期比24億80百万円増加（対前期比+0.97%）となりました。

貸出金につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域の事業者様に対して、「伴走支援型特別保証制度」を主体とした資金繰り支援を継続的に展開したほか、不動産関連融資や設備資金も堅調に推移したことで、期末残高は1,140億42百万円と対前期比45億29百万円増加（対前期比+4.13%）となりました。収益面につきましては、経常収益は前期比50百万円増加の27億90百万円となり、経常費用は資金調達費用や臨時費用の減少により、前期比1億40百万円減少の24億1百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億90百万円増加の3億88百万円となり、当期純利益は前期比29百万円増加の2億48百万円となりました。

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経 常 収 益	千円	2,911,552	3,042,284	2,766,124	2,740,275	2,790,359
経 常 利 益	千円	204,402	119,855	251,396	198,563	388,749
当 期 純 利 益	千円	137,813	71,439	179,644	219,343	248,927
出 資 総 額	千円	705,197	704,622	719,309	712,603	723,012
出 資 総 口 数	口	1,410,395	1,409,244	1,438,618	1,398,817	1,446,024
純 資 産 額	百万円	10,026	9,622	9,838	9,552	8,971
総 資 産 額	百万円	229,944	236,463	267,935	277,363	280,359
預 金 積 金 残 高	百万円	218,940	225,387	249,763	254,391	256,872
貸 出 金 残 高	百万円	90,067	93,076	107,614	109,512	114,042
有 価 証 券 残 高	百万円	56,946	56,956	66,620	67,870	67,872
単 体 自 己 資 本 比 率	%	12.63	12.19	12.30	11.73	11.84
出 資 1 口 当 たり 配 当 金	円	15	15	15	15	15
役 員 数	人	14	13	13	13	13
うち 常 勤 役 員 数	人	7	6	6	6	6
職 員 数	人	160	152	160	157	152
会 員 数	人	14,845	14,847	15,005	14,924	14,850

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類へ変更となることにより、社会・経済活動は正常化に向けた活発な動きが期待できるものの、エネルギーや原材料価格の高止まりが依然として続いており、地域事業者の経営環境の回復には今しばらく時間を要するものと予想されます。また、金融政策の修正や米銀破綻などの金融不安もあり、当金庫の経営環境・営業環境も一層厳しさが増すものと予想しております。

このような社会・経済環境ではあるものの、我々にとっての哲学であり信念でもある「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、2021年度にスタートした中期経営計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と持続性ある経営基盤の構築』～」の最終年度として、積極的な金融支援と非金融支援の継続した取組みにより地域社会に貢献し、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の構築を図ることで、地域における信頼と存在価値を高める取組みを展開してまいります。

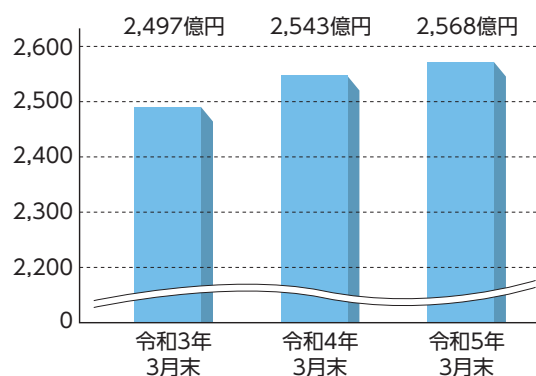
業績の概要

預金積金推移

預金積金 2,568億72百万円

令和5年3月末の総預金は、2,568億72百万円となり、金額では対前年度比24億80百万円の増加、年間増増率は0.97%と堅調に推移しております。

詳しくは4ページをご覧ください。

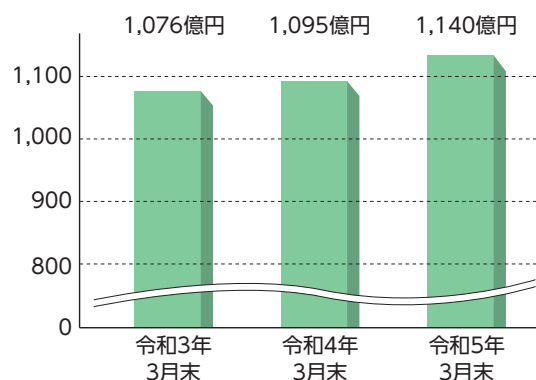


貸出金推移

貸出金 1,140億42百万円

令和5年3月末の総貸出金は、1,140億42百万円となり、金額では対前年度比45億29百万円の増加、年間増増率は4.13%となりました。

詳しくは5ページをご覧ください。



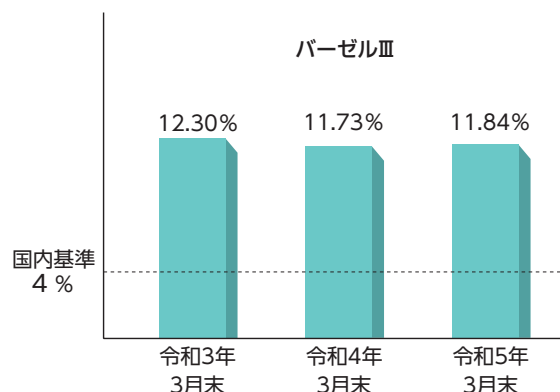
自己資本比率推移

自己資本比率 11.84%

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和5年3月末の自己資本比率は11.84%と国内基準はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

詳しくは41～48ページをご覧ください。



当金庫の地域経済活性化への 取組みについて

当金庫は、釧路・十勝地区を事業区域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

※計数は、令和5年3月末現在のものです。

預金積金に関する事項

◆地域からの資金調達

◎預金積金残高【2,568億72百万円】

お客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。令和4年度におきましても、信用のバロメーターとも言える個人預金が1,722億円となりました。当金庫では、お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

今後も当金庫は、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努めてまいります。

なお、お取り扱いしている主な商品については、本誌20ページをご覧ください。

今期決算に関する事項

徹底した内部経費の節減・効率化の推進を行う一方、積極的に不良債権処理を実施しました。令和4年度は、経常利益は3億88百万円、当期純利益は2億48百万円を計上する決算となりました。

また、自己資本比率は、11.84%と国内基準4%を大きく上回っております。なお、詳しくは本誌41～48ページをご覧ください。

お客さま

うち会員
14,850人

支援サービス

ご 融 資

文化的・
社会的貢献

文化的・社会的貢献に関する事項

- ① 地域行事への積極的参加
- ② 一店舗一貢献活動
- ③ 文化的活動への支援、参画
- ④ 釧路しんきん地域貢献表彰制度
- ⑤ 青少年の健全な育成 等

預金積金
出資金
723百万円



常勤役職員数 158人
店舗数 18店

貸出金(運用)に関する事項

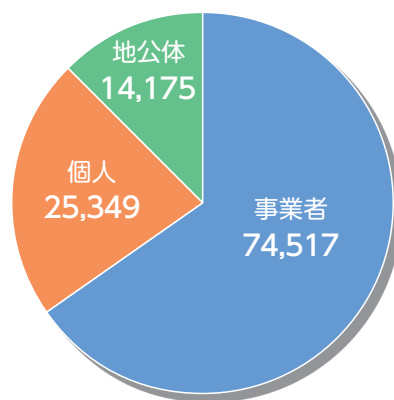
◆地域への資金供給の状況

◎貸出金残高【1,140億42百万円】

当金庫では、地域の皆さまからお預かりしたご預金を、地域の皆さまの発展にお役に立つよう、幅広くご融資することで、地域社会へ還元しております。預貸率(預金残高に占める貸出金残高の割合)は、期末値44.39%、期中平均値40.80%となりました。

なお、お取扱いしている主な商品については、20ページをご覧ください。

■貸出金残高構成
(単位:百万円)



貸出金以外の運用に関する事項

◎有価証券残高【678億72百万円】

当金庫は、お客さまのご預金をご融資による運用の他に、有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、国債等を中心に各種のリスクに配慮した安全な運用に努めております。

預証率(預金残高に占める有価証券の割合)は期末値26.42%となりました。

お取引先への支援

当金庫には、中小企業、個人事業主の方を対象としたお取引先相互の親睦交流の場として「愛信会」があります。経済情報の提供やお客さま同士の情報交換による取引促進など、お客さま相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、農業経営アドバイザー等の資格を有する職員を擁しており、お客さまへの情報サービス、相談業務等にお応えしております。

令和4年度 地域密着型金融の取組状況

につきましては、当金庫ホームページ

<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>
に掲載しております。

利用者保護への取組み

顧客説明態勢および相談・苦情等への対応について

当金庫は、ご利用頂くお客さまを保護するため、ご説明を要するすべての取引や商品の内容につきましては、お客さまのご理解やご経験およびご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行っております。

1. 与信取引につきましては、ご契約内容等のご説明およびお客さまのご理解とご納得を得たご契約意思の確認を周知徹底しております。
2. 預金等の受入れにつきましては、ご契約内容等を記載した「商品概要説明書」等を店頭やロビーに備え置きし、適切な情報提供や預金保険制度等の重要事項についてのご説明を周知徹底しております。
3. リスク性金融商品につきましては、お客さまがその金融商品の仕組みやリスク等の重要事項を十分に理解するに足りるだけのご説明をするよう周知徹底しております。

お客さまからのご相談・苦情等につきましては、各店舗に設置の「お客さまの声ポスト」や、ホームページ上の「ご意見・お問合せコーナー」等を通じて申し受けており、公平・誠実な対応と迅速な解決に取組んでおります。

利益相反管理体制について

当金庫は、当金庫とお客さまとの取引に関して、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および利益相反管理方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等保護の観点から常務会直結の「個人情報保護管理委員会」を設け、当金庫役職員等における個人情報等保護の周知徹底を図っております。
2. 当金庫のパソコンに保存されるデータ等については、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」に則りアクセスの管理・監視を実施しており、個人情報等の適切な管理と流出等の防止の徹底を図っております。
3. 郵便物等の発送・受領確認について検証方法の手順書を制定し、個人情報等の保護管理を徹底しております。
4. 個人情報等の「取得」「利用」「正確性の確保」「開示・訂正・利用停止」「安全管理」等に係る具体的な取組方針につきましては、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として、当金庫ホームページならびに各営業店の店頭にて公表しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店または業務部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

釧路信用金庫 業務部

住 所：釧路市北大通8丁目2番地

T E L：0154-23-9020

F A X：0154-24-2707

e-mail：当金庫ホームページ「ご意見・お問合せ」

投 書 箱：全店に「お客様の声ポスト」を設置

受付時間：9時～17時（当金庫営業日）

受付媒体：電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	北海道地区しんきん相談所（一般社団法人北海道信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	東京三弁護士会			札幌弁護士会紛争解決センター
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所、または当金庫業務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>）をご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、釧路弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

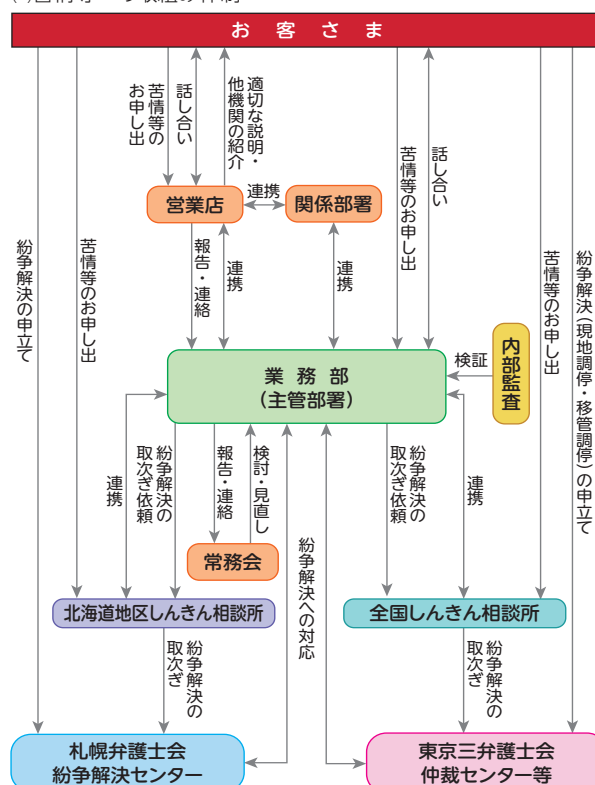
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- （4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しております。
- （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。

（10）苦情等への取組み体制



リスク管理態勢

リスク管理態勢について

金融の自由化、国際化および金融技術が急速に進展する中、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化、多様化しております。当金庫はリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクの正確な把握と適切なコントロールを基本方針に定め、リスク管理態勢の強化を図っております。

各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、内部・外部研修や審査トレーニーの継続的な実施、融資統合システムの導入などを行い、審査機能の強化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つのリスクを管理対象としております。

当金庫では、市場価格の変動に対して効率的かつ適切に対応するため、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節機能の充実・強化に取り組んでおります。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りができなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

資金繰り対策としては、資金証券部を資金繰り担当部署とし、日々の資金繰りを管理しており、市場流動性リスクについては市場リスクの中で管理しております。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不祥事件等の発生により損失を被るリスクをいいます。

事務部および法務監査部（監査グループ）による営業店への定期的な臨店事務指導や、立ち入り監査・店内検査等を通して、事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備あるいはコンピュータシステムが不正使用されること等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンピュータ事故防止対策としての安全対策を実施し、障害発生時の業務継続の対応策として「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

法務監査部（法務管理グループ）による、コンプライアンス委員会の定期開催等を通じ、法務リスク管理の強化に努めております。

風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から、金庫に対するお客さまからの信頼が悪化し有形無形の損失を被るリスクをいいます。お客さまからの当金庫に対する信頼を維持することが不可欠であるとの基本認識に立ち、風評リスクに対する管理を行っております。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスに対する当金庫の方針

当金庫は「コンプライアンス」を「社会的規範や、様々な法令や規則等の厳格な遵守」として広くとらえ、その徹底を経営上の最重要課題として位置付けし、誠実公正な業務運営を行いながら、地域における企業の発展や、そこに住まわれる皆さまの生活向上に奉仕する社会的責任と公共的使命を全うしていくことを、常日頃より心掛けております。

当金庫のコンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部署としての「法務監査部(法務管理グループ)」は、コンプライアンス・マニュアルである「倫理綱領」の見直し、各種法令等への適合性検証(リーガル・チェック)、営業店への指導、研修の実施等を通じて、組織全体にコンプライアンスの浸透を図り、また、本部各部署および各営業店においては、コンプライアンスに係る「責任者(部長)」および「推進責任者」を配置し、統括部署との連携を強め、日常の業務におけるコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と使命感に基づくコンプライアンス態勢の整備強化を図っております。

また、関係法令等を遵守することにとどまることなく、反社会的勢力との関係遮断や取引の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や資産凍結等経済制裁の対応等、態勢を整え積極的に取り組みを行っております。

反社会的勢力への取り組みについて

反社会的勢力に対する当金庫の基本方針

私ども釧路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

反社会的勢力の会員からの排除

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との関係遮断や取引排除の態勢整備が強く求められております。

当金庫においては、上記「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、さらに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除することとしておりますが、当金庫の会員制度においても「当金庫の会員となることができない者」、「総代会の決議により除名となることがある場合」を定款において定め、会員からの排除を行っております。

I. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

II. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込時に、「反社会的勢力ではないことの同意書」でしていただく、左記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組みの状況

中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組合組織である当金庫にとって重要な社会的使命ですが、加えて経営課題を抱えたお客さまへの経営支援についても、信用金庫にとって重要な役割であると考えております。

この経営支援に関する取組み方針の詳細につきましては14ページをご覧ください。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 当金庫の支援体制

当金庫は、地域金融円滑化のための基本方針を定め、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更のお申込み、経営相談等があった場合には、お客さまの抱えている課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

平成24年11月5日付で中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受け、経営診断業務、事業計画策定・実行支援、経営改善計画策定・実行支援、国の認定制度(中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律等)の認定支援、販路拡大・マーケティング支援、創業支援、事業承継支援などの経営支援について、審査部企業支援グループを統括部署として、全ての本店で相談を受け付けております。

また、より実効性のあるコンサルティング機能発揮のため、中小企業診断士4名、農業経営アドバイザー14名、FP2級取得者14名を営業店・本部に配置しております。

2. 地域課題である事業承継に対応した体制整備

事業承継支援体制を拡充し、地域課題である事業承継に対応するため、平成30年4月に一般社団法人しんきん支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク)と業務提携契約を締結し、審査部企業支援グループ内に「一般社団法人しんきん支援ネットワーク 釧路オフィス」を設置いたしました。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当金庫は、中小企業のライフステージに応じて外部機関等との連携を図りながら、以下の経営支援に取り組んでおります。

1. 創業期・新規事業開拓の支援

- ①創業期・新事業展開期においては、営業店と企業支援グループが一体となって事業計画の策定支援や販路拡大支援などを行っているほか、株式会社日本政策金融公庫と連携し、創業計画書の共有化や合同面談などのワンストップ対応に努めております。
- ②新事業展開時における各種補助事業等の申請支援や、公的機関の支援コーディネートにも積極的に取り組んでおります。

【創業期・新事業展開期における支援実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
創業・新事業支援融資実績	41件／451百万円	55件／544百万円	72件／715百万円
ものづくり補助金申請支援実績	3件	5件	1件
日本政策金融公庫との協調融資	9件／193百万円	13件／515百万円	17件／361百万円
商工組合中央金庫との協調融資			1件／50百万円

2. 成長段階における支援

販路拡大支援(商談会等)や新商品開発支援の取組みとして、昨年度は以下の取組みを行いました。

- ①ビジネスマッチングイベント「卸売りキャラバン隊商談会」に参加しました。釧路と根室管内の食品事業者が参加し、百貨店バイヤーや商社と商談に臨んだ他、専門家から商品策定のアドバイスを受けました。
- ②商工組合中央金庫との協働連携事業の一環として「ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会」を鶴居村・標茶町・弟子屈および十勝地区の事業者を対象とした、リアル面談とWEB面談をミックスしたハイブリッド方式にて共同開催いたしました。バイヤーとして、産経新聞社、株式会社リアブル、株式会社丹葉商会の3社を招聘し、地元生産者と直接面談する機会を提供しました。



ひがし北海道地区生産者販路開拓ビジネスマッチング商談会

③当金庫と商工会議所、釧路市の3者連携事業「販路拡大・磨き上げ研究会」個別商談会が開催されました。本商談会では、株式会社食文化や京阪百貨店など複数のバイヤーを招き、道東地区の食産品をアピールすることができました。

④公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの支援による「販路拡大・ビジネスマッチング商談会」をハイブリッド方式にて実施しました。本イベントは昨年に引き続き実施したもので、販路拡大に努力している取引先が商品をアピールし、商品のブラッシュアップのアドバイスを受けました。

3. 経営改善・事業再生等の支援

金融円滑化への適切な対応を行うため、営業店と企業支援グループが連携してお客さまの経営状況の把握を行うと共に、必要に応じて経営相談・経営指導等の経営支援活動に取組みました。

4. 事業承継の支援

一般社団法人しんきん支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク)との連携により、事業承継個別相談会を開催し、経営者の皆さまの相談に対応いたしました。また、新たに信金キャピタル株式会社と連携することで、支援の幅が広がりました。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまの継続支援

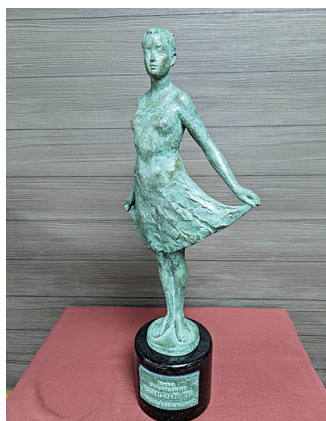
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているお客さまに対し、金庫一丸となって各種支援を実施しました。具体的には企業支援プロジェクトチームと営業店が連携し、事業再構築補助金の申請支援を実施した他、「事業継続緊急支援金」の周知および申請支援に積極的に取組みました。

地域の活性化に関する取組み状況

全国信用金庫協会が実施している第25回信用金庫社会貢献賞の「地域活性化しんきん運動・優秀賞」に当金庫の「アイヌ文化のブランド化による地域活性化」が受賞いたしました。

本事業では、阿寒湖畔地区において地域の独自性であるアイヌ文化を生かした地域活性化事業に取組むため、阿寒観光協会まちづくり推進機構、釧路市、工芸作家が営む土産品店などで構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、セレクトショップ大手「BEAMS」をパートナー企業として選定し、アイヌ文化や歴史を調査し新商品の企画・開発に関与いたしました。

この取組みは、地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組み事例」地方創生担当大臣表彰も受賞し、「阿寒湖畔地区におけるアイヌ文化」の知名度の向上にもつながりました。今後もBEAMSでの販売は継続予定となっており、引き続き地域活性化に向けた取組みを継続してまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	40件	41件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.08%	3.91%
保証契約を変更・解除した件数	4件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)		0件

金融仲介機能のベンチマーク

「金融仲介機能のベンチマーク」について

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標のことで、平成28年9月に金融庁が策定・公表しました。

釧路信用金庫では金融仲介機能の発揮に向けた取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価できる「共通ベンチマーク」と、事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択した「選択ベンチマーク」、そして当金庫が自主的に策定したベンチマークを加えて「釧路信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としております。

1. 共通ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末			令和5年3月末		
当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数、および、同先に対する融資額の推移	メイン先数	916			913		
	メイン先の融資額	353億円			338億円		
	経営指標が改善した先数	527			580		
	経営指標が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	2/3	3/3	4/3	3/3	4/3	5/3
		167億円	236億円	232億円	226億円	231億円	227億円
貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	条件変更先の総数	98			93		
	うち好調先	3			7		
	うち順調先	11			7		
	うち不調先	84			79		
金融機関が関与した創業、第二創業の件数	創業	55			72		
	第二創業	0			0		
ライフステージ別の与信先数、および、融資額		与信先数	融資残高		与信先数	融資残高	
	全与信先	2,315	749億円		2,403	803億円	
	創業期	202	78億円		240	87億円	
	成長期	163	69億円		211	90億円	
	安定期	1,334	457億円		1,369	488億円	
	低迷期	508	102億円		469	99億円	
	再生期	108	40億円		114	36億円	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合		与信先数	融資残高		与信先数	融資残高	
	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	63	26億円		65	29億円	
	上位計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	2.7%	3.5%		2.7%	3.6%	

2. 選択ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末	令和5年3月末
メイン取引先(融資残高1位)先数の推移、および、全取引先数に占める割合(先数単体ベース)	メイン取引先数 (融資残高1位)の推移	916	913
	全取引先数	2,315	2,403
	全取引先数に占める割合	39.6%	38.0%
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	115	120
	上記の内、労働生産性の向上に資する対話を行っている取引先数	115	120
本業(企業価値の向上)支援先数、および、全取引先数に占める割合	本業支援先数	57	26
	全取引先数	2,315	2,403
	全取引先数に占める割合	2.5%	1.1%
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	経営改善先数	19	16
販路開拓支援を行った先数 (平成30年3月期より集計開始)	地元内への販路開拓支援を行った先数	11	1
	地元外への販路開拓支援を行った先数	0	1
	海外への販路開拓支援を行った先数	0	0
事業承継支援先数	支援先数	26	36
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、および同趣旨の取組みに資する資格取得者数	研修実施回数	8	7
	参加者数	54	69
	資格取得者数	4	4
外部専門家を活用して本業支援を行った先数	支援先数	6	3
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	支援先数	52	17

3. 独自ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末	令和5年3月末
本業支援等に関連して行政や支援機関と連携して実施した事業数	事業数	4	4

地域金融円滑化に係る取組みについて

地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るため、本基本方針および金融円滑化管理方針を理事会において決議し、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを定めるとともに、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者の任命および苦情相談窓口の設置を行っております。
- (2) お客さまへのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成14年度に審査部内に「企業支援グループ」を立ち上げ、経営改善支援や事業計画策定等の支援機能のより一層の向上を図っております。
- (3) 総務部においては、お客さまの事業価値を見極める能力を向上させる研修や勉強会を実施しております。

釧路信用金庫 ご相談窓口(業務部)	
電話番号	☎0120-025-946
受付時間	9:00 ~ 17:00(当金庫休業日を除く)
e-mail	kushiro.eisui@kushiroshinkin.co.jp

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

地域密着型金融に関する取組みについて

当金庫では「質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。」を基本方針の一つに掲げており、永年培われてきた当金庫の姿勢は、地域密着型金融の趣旨と相通じております。今後におきましても地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた地域密着型金融の諸施策を積極的に展開し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

※具体的な取組み内容はP10~11をご覧ください。

※「地域密着型金融推進計画」の令和5年3月末現在における進捗状況はホームページ上に掲載しております。

釧路信金ホームページURL <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

釧路しんきんのSDGsに関する取組み

釧路しんきんSDGs宣言

釧路しんきんでは、令和2年3月2日(月)、「釧路信用金庫は、『この地域を^{まち}愛し 豊かな^{あす}未来を創造します。』の経営理念のもと、地域貢献活動や地域行事への積極的な参加、地域やお客さまの課題解決支援の取組み等を通じて国際連合が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献してまいります。」という釧路しんきんSDGs宣言を発表し、下記のような取組みを実施しております。

釧路しんきんのSDGsに関する主な取組み

金融教育講座の開講

4 質の高い教育を
みんなに



釧路しんきんでは、適切な金融知識・経済観念を身に付けることの重要性を伝え、若年者が自らの身を守り、健全な社会生活の礎を築くお手伝いをしたいとの思いから、釧路管内の高校や短期大学等で「金融教育講座」を開講しております。令和4年度は釧路管内の短期大学や高校など6校にて講座を開講しました。

一店舗一貢献活動の実施

11 住み続けられる
まちづくりを



釧路しんきんでは「一店舗一貢献活動」を行っております。「一店舗一貢献活動」とは、営業店・本部が自主的に計画を立て地域や地域の皆さまに奉仕する活動で、地域のお祭りや行事等に積極的に参加しております。

東京海上日動火災保険(株)とのSDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定の締結

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



令和5年1月10日(火)、SDGs(持続可能な開発目標)の達成と地方創生および脱炭素社会の実現等の社会課題の解決に資する取組みを実施することにより、地域の活力を高め、さらなる発展を目指すことを目的に、東京海上日動火災保険(株)と包括連携協定を締結し、取組みを進めております。

釧路しんきん地域貢献表彰制度

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



15 陸の豊かさも
守ろう



本制度は、優れた技術やサービス等を事業化させた企業を表彰する「新技術奨励賞」、まちづくりや教育・文化の振興、自然環境の保護、社会福祉向上活動を表彰する「地域貢献奨励賞」、地域のブランド化に貢献している活動を表彰する「地域のブランド化推進奨励賞」、地域の大学、高専に在学中の学生が取組む「当地ならではの」や「学生ならではの」発想による研究・開発を助成する「学生研究奨励賞」の4部門からなる制度となっております。

地域の皆さまから信頼される職員の育成

当金庫では、現場でのマンツーマン指導、階層別・職能別の各種集合研修を通じ、高度な業務知識、ノウハウを身につけ、地域の皆さまから信頼される「信用金庫人」の育成に努めております。

新入職員研修



新入職員研修では、金融実務の基礎、ビジネスマナー、接客対応、コンプライアンスなど、信用金庫人としての基本的な知識を身につけます。

各種課題解決支援研修



お客さまへの支援体制を一層強化するため、事業承継支援研修や創業支援研修等の実務に直結する研修を実施しております。

研修・勉強会



(債権管理回収講座伝達オンライン勉強会)



(DX入門講座)

多様化するお客さまのニーズに対応するため、窓口業務や事業性(事業価値)評価融資などの研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。

若手職員の声

渉外係

さとう ゆうほ
愛国支店 佐藤 優歩

令和2年度入庫 北翔大学卒



私は現在愛国支店で渉外業務を担当しております。

日頃の営業活動では集金業務、融資業務、その他年金、信託等、お客さまのニーズに合わせて迅速かつ丁寧な対応を心掛け毎日の業務を行っております。

一人で行動することが多いので着任当初は不安が多ありましたが、今では「いつもありがとうございます」「頼りにしているよ」と言って頂くことが多くなり、やりがいを感じております。

今後もお客さまを第一に考え、かつ当金庫に貢献できる職員になれるよう精進していきます。

渉外係

さかした みずき
帯広支店 坂下 瑞季

令和2年度入庫 釧路公立大学卒



私は帯広支店で4月から渉外業務を担当しております。初めての一人行動は緊張しますが、新鮮味を感じることができております。

現在は集金業務を主に行っており、迅速かつ丁寧な対応を心掛けております。

担当先のお客さまのことは自分が一番知っていると胸を張って言えるように、ひとつひとつの会話を大切に業務に励んでおります。

今後はお客さまに何かあった際に一番に相談していただける職員になれるよう知識習得に励み、自分の強みを見つけられるよう努力してまいります。

釧路しんきんのトピックス

令和4年4月

5月

- 第25回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
- 道央情報サービス協同組合とビジネスマッチング業務の取扱開始(ECT割引サービス)

6月

- JOINS株式会社とビジネスマッチング業務の取扱開始(副業・兼業人材紹介サービス)

7月

- 第98期通常総代会開催
- 阿寒支店開設60周年
- 美原支店開設40周年

8月

- 信金ギャランティ株式会社保証付「きゃっするカードWEB完結ローン」導入
- e-dash株式会社と顧客紹介に関する契約書を締結(CO₂排出量削減への取組み)

9月

- 株式会社クレディセゾン保証付WEB専用小口ローン「ドリームパスポート」取扱開始
- 株式会社日専連ジェミス保証付「アパートローン」取扱開始
- 株式会社商工組合中央金庫と協調融資実施
- 釧路信用組合、株式会社日本政策金融公庫との協調融資実施

10月

- 株式会社常口アトムと不動産ビジネスマッチングに関する契約を締結
- 帯広支店開設25周年
- 帯広西支店開設10周年

11月

- 北海道との包括連携協定締結企業等表彰・贈呈式出席
- 白糠支店開設55周年
- 木場支店開設30周年
- 信金キャピタル株式会社と「業務協定書」を締結(事業継承支援)
- 一般社団法人しんきん保証基金保証付「フリーローン」取扱開始
- ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会実施

12月

- 愛国支店開設45周年
- 株式会社エフアンドエムと「包括的業務提携基本契約および顧客紹介に関する契約」を締結(補助金・助成金等申請支援)

令和5年1月

- 東京海上日動火災保険株式会社と「SDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定」を締結

2月

- リコージャパン株式会社と「顧客紹介に関する覚書」を締結(IT導入・IT導入補助金申請支援)

3月

- トヨタモビリティ釧路株式会社と「カーシェアリング共同実証実験」実施



第98期 通常総代会



北海道との包括連携協定締結企業等表彰・贈呈式出席



ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会実施



東京海上日動火災保険株式会社と「SDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定」を締結

当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内

金庫の主要な事業内容

業務の種類

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証または手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得または譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行 等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - (9) 次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)および(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

各種サービスのご案内

種 類	内 容・特 色
キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、郵便局および全国の提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出し等がご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMでの入出金が一定時間内は手数料無料でご利用いただけます。
自動支払	公共料金、税金、各種クレジット代金等がご指定の預金口座から自動的に支払われます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、ご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。
ATM振込	ATMで全国の金融機関へ簡単にお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。
年金自動受取	年金の支給日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品などがご利用いただけます。
自動振込	毎月決められた日に一定の金額を、お客さまの預金口座から自動的にご指定の口座へお振込いたします。家賃や月謝のお支払い、仕送りなど大変便利です。
為替	全国の金融機関を結びオンラインにより、迅速で確実な振込や送金、手形・小切手等の代金取立ができます。
貸金庫・保護預り	重要書類や貴重品などを安全に保管し、盗難や災害からお守りいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを営業時間外や休日にお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
インターネットバンキングサービス	インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
ファームバンキング・ホームバンキングサービス	専用ソフトまたは専用端末等を使って、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
テレホンバンキングサービス	残高照会、入出金明細照会などが通話料無料でご利用いただけるサービスです。
テレホンファクシミリサービス(アンサーシステム)	お客さまのファックスに、振込入金などのお取引内容を自動的にお知らせするサービスです。
デビットカードサービス	お買物の際など、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。J-Debit加盟店でご利用できます。
公共債の窓口販売	国債の窓口販売を行っております。
損害保険の窓口販売	当金庫の住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とした長期火災保険・債務返済支援保険・標準傷害保険等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	ガン保険、医療保険、終身保険等をお取り扱いしております。
しんきん電子債権記録サービス	手形・指名債権(売掛債権等)の問題を克服した新たな金銭債権です。
お客さま相談室	専門知識をもった職員が、経営相談(補助金・事業承継・M&A)、相続、登記、年金などの相談に応じます。

※ 上記以外にも、様々なサービスがご利用いただけます。詳しくは本支店窓口にお問い合わせください。

主な手数料一覧

主な手数料一覧 (令和5年7月3日現在)

各手数料記載の金額には、10%の消費税が含まれております。

振込・送金手数料

	金額の区分		窓口利用	ATM利用		インターネット バンキング
				キャッシュカード利用	現金振込	
当 金 庫 同一店内あて	振込 1口につき	3万円未満	220円	110円	110円	無料
		3万円以上	440円	110円	110円	無料
当 金 庫 本 支 店 あて	振込 1口につき	3万円未満	220円	110円	110円	110円
		3万円以上	440円	110円	110円	220円
	送金 1口につき	普通扱 (送金小切手)	1,100円			
他金融機関あて	振込(電信扱) 1口につき	3万円未満	660円	385円	440円	330円
		3万円以上	880円	550円	660円	440円
	文書扱為替 1口につき	3万円未満	440円			
		3万円以上	660円			
	送金 1口につき	普通扱 (送金小切手)	1,100円			
給 与 振 込	振込 1口につき	当金庫あて	無料			無料
		他金融機関あて (内税単価)	50円			無料
為替自動振込	振込1口につき		ATM利用(現金振込)時と同額			

※視覚や手などに障がいあり、ATM操作による振込が困難なお客さまは窓口にお申し出ください。
ATM利用(現金振込)時の手数料でご利用いただけます。(その際、障害者手帳にて確認させていただきます。)
※インターネットバンキングは、ファームバンキング、ホームバンキング、テレホンバンキングを含みます。
※ATM振込について、土曜日14時以降・日曜日・祝日に利用する際には、別途時間外手数料110円を申し受けます。

ATM利用手数料

〈釧路しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ*	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日	
〈他しんきん〉のカードによるお引き出し	平日 18:00まで	無料	平日 18:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	
〈北海道銀行〉のカードによるお引き出し	平日	無料	日曜・祝日	110円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	
〈他金融機関〉のカードによるお引き出し	平日 18:00まで	110円	平日 18:00以降	220円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	
			日曜・祝日	
			日曜・祝日	

※お預け入れは、平日18:00までとなっております。なお、店舗によっては営業時間が異なりますのでご注意ください。

その他手数料

当座預金口座開設手数料	1件につき	11,000円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
マル専当座開設手数料	1件につき	5,500円
夜間金庫使用手数料	1契約につき月額	27,500円
夜間金庫専用入金帳代	1冊につき	5,500円
キャッシュ・サービス利用手数料	他金庫・他行ネットサービス利用時1件につき	110円
	時間外利用時1件につき	110円
テレホン・ファクシミリサービス (アンサーシステム)利用手数料	基本料月額	1,100円
為替自動振込手数料	1契約につき	契約時 1,100円
		振込(1件あたり) ATM利用(現金振込)の手数料と同額
ファームバンキング手数料	1契約につき月額	2,200円
ホームバンキング手数料	1契約につき月額	1,100円
WEB-FB基本料	1契約につき月額	2,200円
WEBバンキング基本料	1契約につき	月額・法人以外 無料
		月額・法人 1,100円
でんさいネット手数料	月額	1,100円

貯蓄預金スウィングサービス手数料	1回につき	110円
不動産担保設定手数料	非事業性 設定1回につき	22,000円
窓口両替手数料 金種指定払戻手数料(硬貨)	1件につき	1~20枚 無料
		21~100枚 220円
		101~1,000枚 330円
		1,001~2,000枚 660円
		2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)
大量硬貨入金手数料	1件につき	1~300枚 無料
		301枚~1,000枚 330円
		1,001枚~2,000枚 550円
		2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)
		1~20枚 無料
両替機利用手数料	1回につき	21~100枚 100円
		101~1,000枚 200円
		1,001枚以上 300円

手形・小切手用紙代金

約束手形帳	1冊(50枚)	2,200円
為替手形帳	1冊(25枚)	2,200円
小切手帳	1冊(50枚)	2,200円
マル専手形用紙	1枚	1,100円
借入専用手形用紙	1枚	880円

貸金庫利用手数料(年額)

本店・帯広西

1	種	16,500円
2	種	27,500円

愛国・昭和・帯広

1	種	16,500円
---	---	---------

各種証明書発行手数料

残高証明書 (当金庫制定様式)	1通につき	550円
残高証明書 (監査法人等制定様式、 当金庫制定様式以外)	1通につき	3,300円
融資証明書	1通につき	11,000円
取引証明書	1通につき	5,500円

再発行手数料

通帳 証書 C D カード	1冊(枚)につき	1,100円
---------------------	----------	--------

主な商品のご案内

お客さまのライフステージに合わせた多彩な商品をご提案致します

20代

成人 就職

- 普通預金
 - ・給与振込
 - ・公共料金自動振替
 - ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・デビットカードサービス
- 総合口座
- インターネットバンキング
- マイカーローン

30代

結婚 長子誕生

- 貯蓄預金
- スーパー定期・定期積金
- 各種フリーローン／カードローン
- がん保険
 - ・「生きる」を創るがん保険WINGS
 - ・がん診断保険R
- 標準傷害保険
- キッズプラン
- キッズ普通預金通帳
- 職域サポートローン
- 終身保険「ふるはーとF」

40代

住宅購入

- 住宅ローン
 - ・「RED」
 - ・「GREEN」
 - ・「BLUE」
- 火災保険
 - ・しんきんグッドすまいる
- 債務返済支援保険
 - ・しんきんグッドサポート
- 個人向け国債

50代

高校卒業・進学

- 教育ローン
 - ・教育カードローン「春いちばん」
 - ・教育ローン「ひまわり」
- ソーラーエコローン「サンシャイン」
- リフォームローン
- 医療保険
 - ・医療保険EVER Prime

60代～

定年 年金受給

- 退職金専用定期預金
 - 「セカンドライフ」
- 年金振込
- 年金受給者専用定期預金
 - 「ふれ愛」
- 貸金庫
- しんきん相続信託「こころのボタン」
- しんきん暦年信託「こころのリボン」
- 終身保険「ふるはーと」ロードプラス

事業者のお客さま

事業者のお客さま

- 当座預金
 - ・ファーム／ホームバンキング
 - ・テレホンバンキング
 - ・テレホンファクシミリサービス
- 納税準備預金
- しんきん電子債権記録サービス
- 割引手形 ●当座貸越 ●手形貸付
- 事業性カードローン
 - 「サンライズ」
- 証書貸付
 - ・各種フリーローン
 - ・釧路しんきんマンションローン
 - ・釧路活性化貸付
 - ・経営改善支援資金「アシスト」
 - ・TKCサポートマッチングローン
 - ・農業経営資金「アグリ・パワー」
- ビジネスプラン（業務災害補償保険）
- 火災保険
 - ・しんきんアパート・マンションオーナー向け火災保険
- 企業総合補償保険
 - 「お店と事務所のほけん」
- 国民年金基金

※上記のほか通知預金、各種財形預金等、様々な商品・サービスをご用意しております。

※商品ご利用にあたっての留意事項

信用金庫の商品・サービスは会員でない方もご利用いただけますが、ご融資の際にはご融資対象の限られるものや、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。また、年収や借入金の合計によって融資金額が制限される場合や、変動金利商品のように、お客さまの予想に反して金利が上下する商品、金利と別に保証料が必要な場合もございます。

※商品パンフレット等は掲載時点のものであり、最新の商品・サービスにつきましては当金庫の本支店の窓口にお問合せください。

詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。

当金庫のあゆみ

当金庫のあゆみ

大 正

14年 5月	産業組合法による有限責任釧路信用組合 設立認可(初代組合長 飯田要次郎)
10月	釧路市真砂町において事業開始

昭 和

5年12月	事務所を釧路市幣舞町埋立地に新築移転
18年 4月	市街地信用組合法の制定により釧路信用組合と改組
19年 6月	営業地区に新釧路川以西鳥取町を編入
8月	鳥取支所を開設
21年 6月	営業地区に鳥取町全町を編入
25年 4月	弟子屈支所を開設 営業地区に釧路村・標茶町・弟子屈町を編入
26年10月	信用金庫法の制定により釧路信用金庫と改組
28年 4月	南支店を開設
5月	第2代理事長に合林亀造就任
30年 6月	営業地区に阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を編入
37年 7月	阿寒支店を開設
38年 5月	阿寒湖畔支店を開設
39年 5月	川湯出張所を開設(昭和44年10月支店に昇格)
12月	城山支店を開設
42年11月	白糠支店を開設
44年 5月	営業地区に厚岸町・浜中町を編入
11月	駅前支店を開設
46年11月	春採支店を開設
47年 5月	第3代理事長に森山吾郎就任 営業地区に帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町を編入
49年12月	本店を釧路市北大通8丁目2番地(現店舗)に新築移転
52年12月	愛国支店を開設
55年 7月	西港支店を開設
56年 5月	第4代理事長に原裕就任
8月	桜ヶ岡支店を開設
57年 7月	美原支店を開設
60年 8月	武佐支店を開設
62年 8月	関連会社「釧路ビジネス株式会社」設立

平 成

3年 5月	第5代理事長に山本壽福就任
4年11月	木場支店を開設 愛国支店を新築移転
6年11月	南支店を新築移転
7年 5月	営業地区に音更町・芽室町・中札内村・更別村を編入
9年10月	帯広支店を開設
13年 4月	昭和支店を開設
9月	鳥取支店の名称を共栄大通支店に変更
16年 4月	川湯支店を弟子屈町役場川湯支所内に移転
6月	初代会長に山本壽福就任 第6代理事長に佐藤優就任
17年 9月	本店リニューアル

18年 5月	愛国支店リニューアル
19年 2月	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
10月	美原支店リニューアル(バリアフリー店舗)
21年 5月	日本政策金融公庫と「業務協力に関する覚書」を締結
22年 1月	日本政策金融公庫と「農業向け融資の証券化業務にかかる基本契約」を締結
10月	弟子屈支店リニューアル
24年 3月	営業地区に本別町・士幌町・上士幌町・鹿追町・足寄町・陸別町・清水町・新得町・大樹町・広尾町を編入
6月	駅前支店を本店営業部に、川湯支店を弟子屈支店に統合
10月	帯広西支店を開設(バリアフリー店舗)
11月	中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受ける
25年 6月	第7代理事長に佐藤禎一就任
12月	TKC北海道会釧路支部と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結
26年 5月	日本政策金融公庫と創業支援に特化した「業務提携・協力に関する覚書」を締結
27年 3月	「くしろ応援ファンド事業に係る提携および協力に関する基本協定」の締結
10月	釧路町と「包括的地域連携に関する協定」を締結
12月	釧路市と「釧路市と釧路信用金庫との連携および協力に関する協定」を締結
29年 3月	関連会社「釧路ビジネス株式会社」解散
30年 4月	一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと「業務提携契約」を締結

令 和

元年 6月	第8代理事長に森村好幸就任 北海道銀行とのATM相互無料提携開始
7月	母店・サテライト店制度の導入(本店営業部・南支店・春採支店・桜ヶ岡支店をグループ化)
2年 4月	母店・サテライト店制度にグループ追加(城山支店・武佐支店をグループ化)
5月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で内閣府特命担当大臣表彰を受賞
3年 3月	弟子屈町等と「阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリアの観光資源磨き上げ連携協定」を締結 TKC北海道会釧路支部と「中堅・中小企業等の事業再構築に係る連携支援に関する覚書」を締結
11月	「釧路しんきんお客さま相談室」開設 鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結 南支店が本店営業部に移転(店舗内店舗)
12月	商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結
4年 1月	武佐支店が城山支店に移転(店舗内店舗)
5月	全国信用金庫協会が実施する第25回信用金庫社会貢献賞の「地域活性化しんきん運動・優秀賞」に「アイヌ文化のブランド化による地域活性化」が受賞
5年 1月	東京海上日動火災保険株式会社とSDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定を締結

店舗一覧・地区一覧

充実の店舗ネットワークです。

(令和5年6月30日現在)

店舗一覧

1 本店営業部

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154) 23-0111

2 南支店

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154) 23-0111

3 城山支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154) 41-7237

4 共栄大通支店

〒085-0035 釧路市共栄大通3丁目2番20号
☎(0154) 23-1681

5 春採支店

〒085-0813 釧路市春採3丁目6番8号
☎(0154) 41-3312

6 愛国支店

〒085-0057 釧路市愛国西1丁目5番11号
☎(0154) 36-2505

7 西港支店

〒084-0906 釧路市鳥取大通5丁目4番7号
☎(0154) 52-1366

8 桜ヶ岡支店

〒085-0805 釧路市桜ヶ岡4丁目4番8号
☎(0154) 91-3232

9 美原支店

〒085-0065 釧路市美原4丁目1番7号
☎(0154) 36-4121

10 武佐支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154) 41-7237

11 昭和支店

〒084-0910 釧路市昭和中央3丁目3番35号
☎(0154) 55-4128

12 木場支店

〒088-0622 釧路郡釧路町木場1丁目11番地19
☎(0154) 37-9188

13 弟子屈支店

〒088-3211 川上郡弟子屈町中央1丁目4番20号
☎(015) 482-2168

14 阿寒支店

〒085-0218 釧路市阿寒町新町2丁目3番2号
☎(0154) 66-3236

15 阿寒湖畔支店

〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番3号
☎(0154) 67-2811

16 白糠支店

〒088-0301 白糠郡白糠町東1条南2丁目2番地25
☎(01547) 2-2164

17 帯広支店

〒080-0018 帯広市西8条南18丁目2番6号
☎(0155) 25-5516

18 帯広西支店

〒080-2469 帯広市西19条南2丁目28番14号
☎(0155) 34-1166



店外ATMコーナー

- A ぴあざフクハラ星が浦店
- B イオン釧路店1階
- C 本店営業部南大通出張所
- D フクハラ武佐店
- E イオンモール釧路昭和
- F 釧路労災病院1階

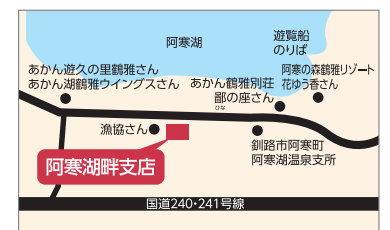
- G コーチャンフォー釧路店
- H 釧路空港1階
- I コープさっぽろ星が浦店
- J コープさっぽろ中央店
- K トライアル益浦店
- L 川湯出張所



13 弟子屈支店



14 阿寒支店



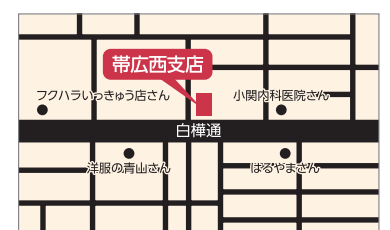
15 阿寒湖畔支店



16 白糠支店

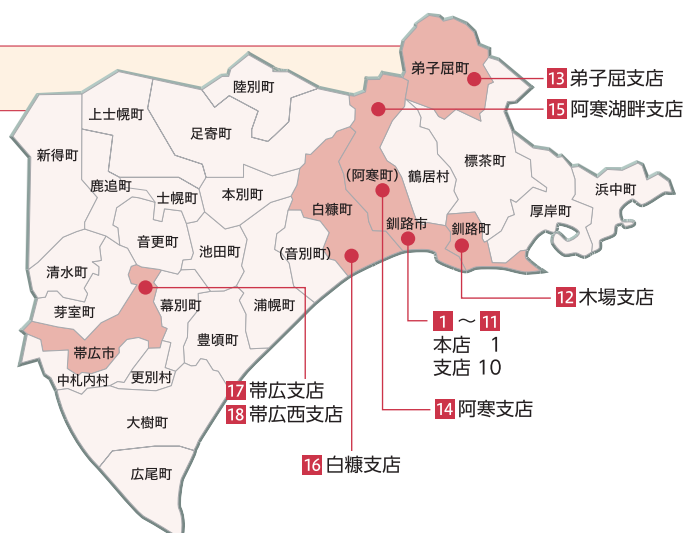


17 帯広支店



18 帯広西支店

地区一覧



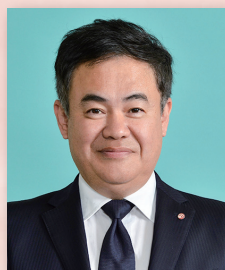
役員（令和5年6月30日現在）



理事長
(代表理事) 森村 好幸



専務理事
(代表理事) 佐藤 道雄



常務理事
(代表理事) 佐藤 敦



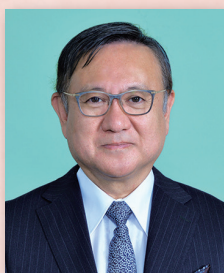
常勤理事 木場田 浩一郎



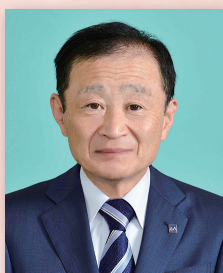
常勤理事 久保 伸二



理 事 ※1
(職員外理事) 曾宇 恭久



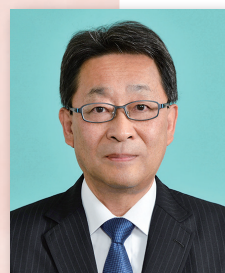
理 事 ※1
(職員外理事) 大西 雅之



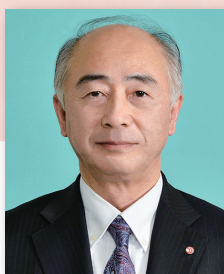
理 事 ※1
(職員外理事) 村井 順一



理 事 ※1
(職員外理事) 三原 克也



理 事 ※1
(職員外理事) 梁瀬 之弘



常勤監事 小杉 潤一



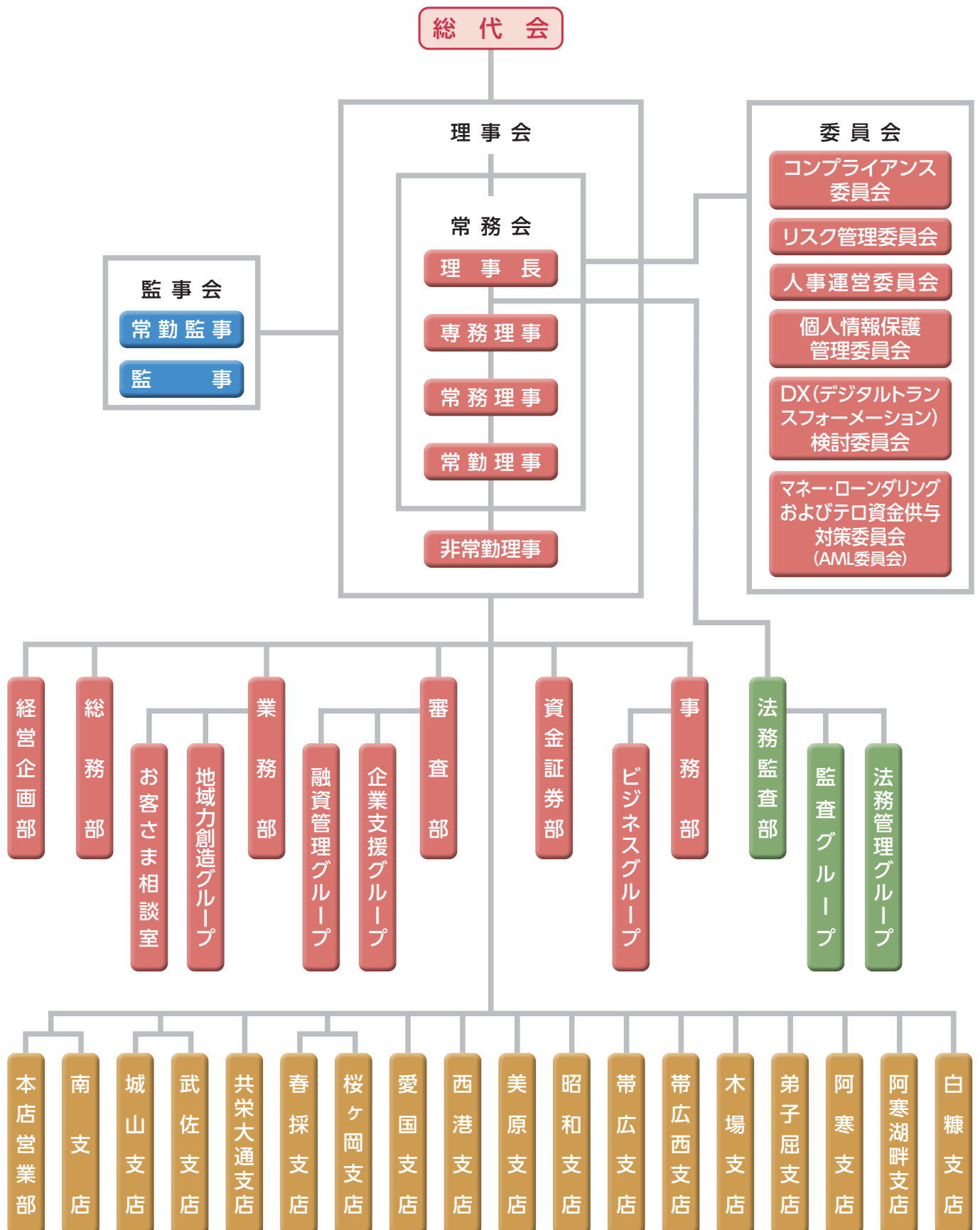
監 事 甲賀 伸彦



監 事 ※2
(員外監事) 長谷川 清志

※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図(令和5年6月30日現在)



総代会等に関する情報開示

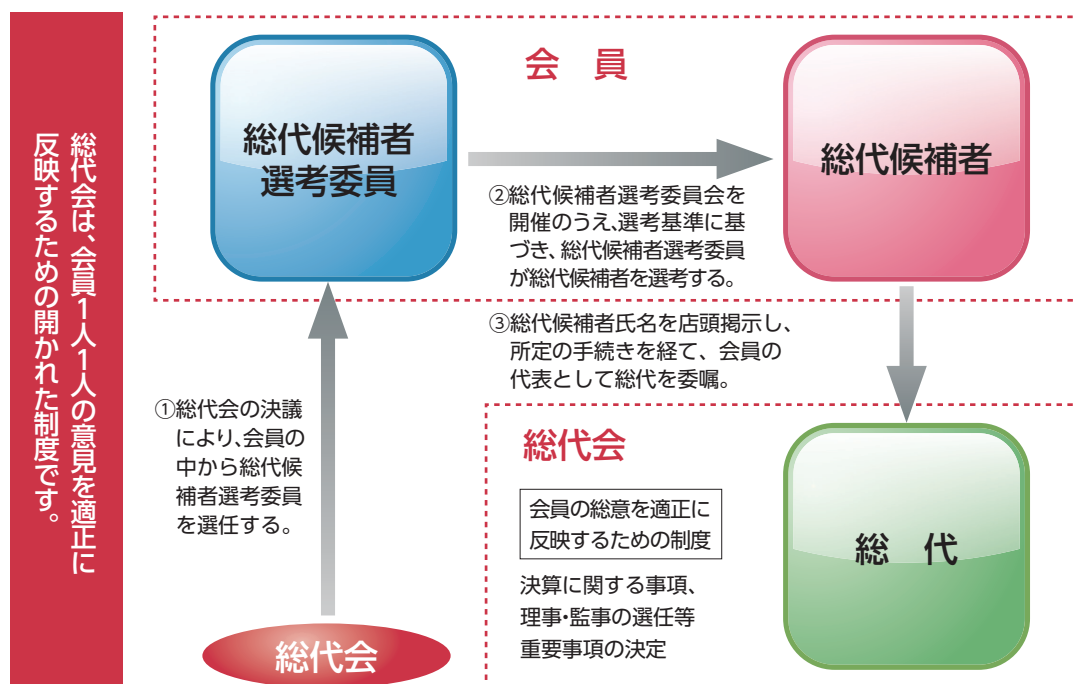
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、いただいたご意見・ご提言等を事業計画に反映させ、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

これからも当金庫は、会員の皆さまからのご意見・ご提言を真摯に受け止め、ますます地域に根ざし、お客さまにとって身近で信頼される金融機関になるよう努めてまいります。なお、総代の選出や総代会の運営に関するご意見・ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の定数は70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の重任は妨げないものとします。
- ・総代の定年は75歳とします。

ただし、任期の途中で年齢が満75歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。

なお、令和5年3月31日現在の総代数は90名で、会員数は14,850人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者 選考基準

- 当金庫の会員であること。
- 満75歳未満であること。
- 総代として相応しい見識を有している人物であること。
- 良識をもって正しい判断ができる人であること。
- 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- 地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。
- 事業者の場合は、経営内容が良好であること。
- その他総代選考委員が適格と認めた人。

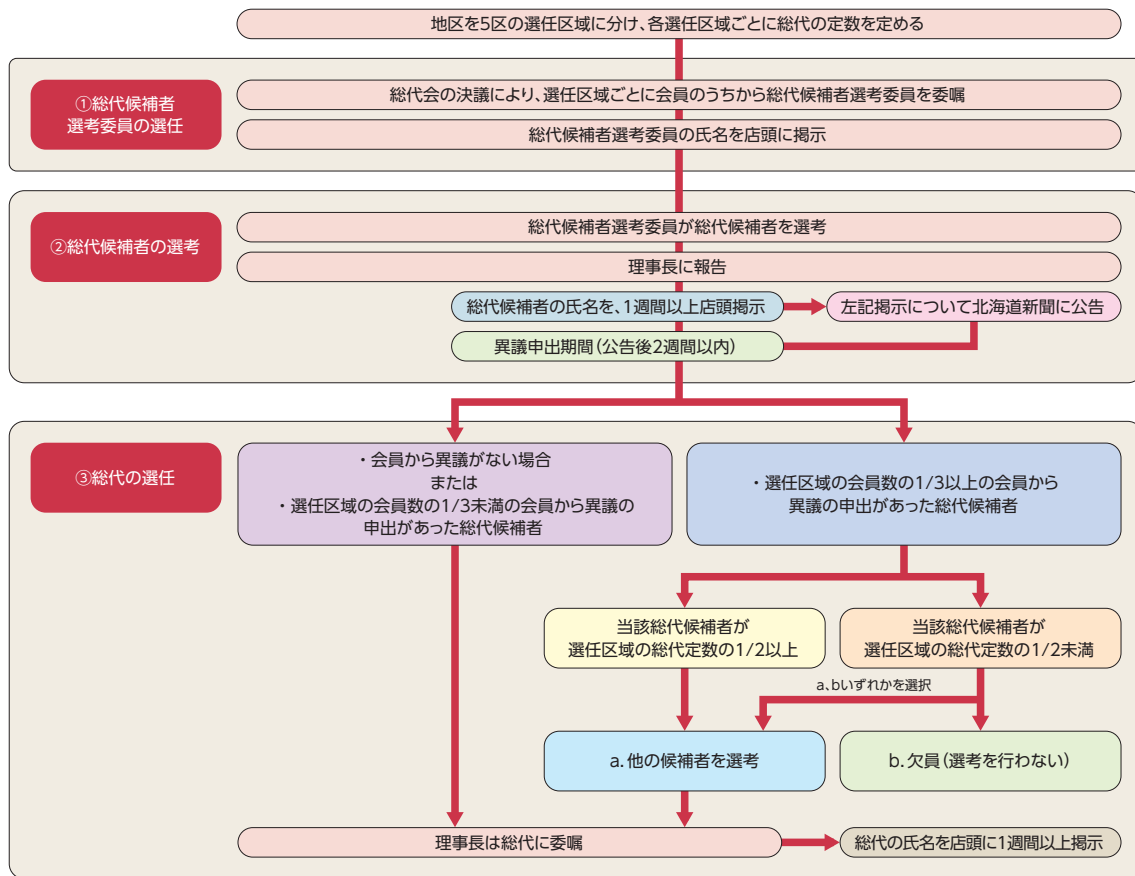
3. 第99期通常総代会の決議事項

令和5年6月14日開催の第99期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案通り承認されました。

- 報告事項 1. 第99期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
2. 第99期 事業年度監査報告の件

- 決議事項 議案第1号 第99期剰余金処分案承認の件
議案第2号 定款第15条に基づく会員除名の件
議案第3号 任期満了に伴う理事選任の件
議案第4号 任期満了に伴う監事選任の件
議案第5号 退任理事に対する退職慰労金の件

総代が選任されるまでの手続きについて



総代の氏名

(令和5年6月現在) 敬称略、順不同。氏名後ろの丸数字は総代の就任回数です。

選任区域	1区 釧路市／橋南・春採地区
定数 30 (現総代数 30)	金安 伸一⑨ 富内 快康③ 小川 一知② 水口 喜文② 島本 幸一⑨ 佐藤 晁哉① 松田 行央① 本田 秀樹④ 石田 博司⑨ 土井 茂人① 菅原 隆三④ 金田 毅③ 佐藤 正樹⑦ 五明 龍哉① 熊谷 明男① 佐藤 達朗⑤ 加納 則好⑦ 小松 隆一⑦ 濁沼 英一⑩ 残間 巖① 佐藤 雅美④ 中村 圭佐⑦ 竹腰 純一⑨ 濱口 憲太① 小坂田浩嗣③ 河野 俊一③ 小泉 和史② 杉村 莊平③ 天方 智順⑧ 川上 光彦①
選任区域	2区 釧路市／橋北地区
定数 5 (現総代数 5)	安藤 純博⑨ 星 正敏⑥ 登坂 康弘⑥ 大津 幸三① 釧路和商(協)理事長 相原成三郎①
選任区域	3区 釧路市／鉄北・愛国・鳥取・大楽毛・釧路町地区
定数 32 (現総代数 32)	白幡 博⑨ 三國 伸也④ 富樫 孝之④ 土屋 憲幸② 相澤 長秀⑧ 阿部 信之⑧ 平松 雄介④ 三輪 昌博① 佐渡 正幸⑤ 坂野 賀孝⑦ 青田 博文② 佐々木 尚⑤ 新妻 繁市④ 長谷川 涉⑤ 佐藤 裕司② 須藤 隆昭④ 岡澤 利寿③ 鈴木 一浩④ 長井 祐典① 竹ヶ原三喜男④ 鈴木 勢将② 高山 明博④ 阪口 廣明⑦ 三宅 直志② 青木 孝道② 玉垣 範夫⑥ 猫塚 弘久⑥ 黒田 秀紀⑥ 佐藤 一雄① 遠藤 敏⑤ 長濱 勇⑤ 米本 富夫⑤

選任区域	4区 弟子屈町 標茶町・厚岸町・ 浜中町地区
定数 8 (現総代数 8)	長谷 寿人⑧ 加納 吉裕⑧ 藤田 文明⑥ 辻谷 智之⑥ 小泉 裕⑤ 高梨 雅幸④ 小澤 慎司② 宮田 欽朗②
選任区域	5区 釧路市阿寒町・ 鶴居村・白糠町・ 釧路市音別町・ 十勝地区
定数 15 (現総代数 15)	和田 正宏③ 曾我部元親③ 迫田 武① 山浦 祥治⑩ 小林 一之⑧ 川村 利明⑨ 山根 浩② 田村 博政① 宮坂 寿文⑨ 貴戸 政則⑤ 伊豆倉米郎① 渡部 響彦① 半田 秀夫③ 益子 裕之① 高氏 英年①

総代の属性別構成比

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る

職業別

個人事業主
5%

法人・法人代表者
95%

年代別

70代 28%
30代 2%
40代 7%
50代 28%

業種別

サービス業他 33%
製造業 11%
建設業 36%
卸・小売業 14%
運送業 6%

資料編

DISCLOSURE
2023

くしろ湿原ノロッコ号（釧路～塘路（一部、川湯温泉））出典：北海道釧路総合振興局商工労働観光課

決算の概況

29

貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
報酬体系について

営業の概況

36

業務粗利益および業務粗利益率
業務純益
総資産経常利益率および総資産当期純利益率
資金運用収支の内訳
利鞘
受取利息および支払利息の増減

預金

37

流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高
定期預金の残高

貸出金

38

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高
預貸率の期末値および期中平均値
貸出金の担保別内訳
債務保証見返の担保別内訳
使途別の貸出金残高
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

有価証券

39

商品有価証券の種類別の平均残高
有価証券の種類別の残存期間別残高
有価証券の種類別の平均残高
預証率の期末値および期中平均値
有価証券の取得価格・時価および評価損益
金銭の信託

◎貸借対照表

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
(資産の部)		
現金	2,673	2,853
預け金	87,285	85,823
買入金銭債権	14	7
金銭の信託	6,632	6,628
有価証券	67,870	67,872
国債	8,791	10,532
地方債	46,957	44,849
社債	4,329	4,658
株式	296	292
その他の証券	7,495	7,539
貸出金	109,512	114,042
割引手形	656	510
手形貸付	6,967	8,124
証書貸付	93,036	96,645
当座貸越	8,852	8,761
その他資産	1,391	1,332
未決済為替貸	86	79
信金中金出資金	940	940
前払費用	0	0
未収収益	206	196
未収還付法人税	36	—
その他の資産	121	114
有形固定資産	2,094	1,978
建物	665	621
土地	1,228	1,195
リース資産	4	3
その他の有形固定資産	196	159
無形固定資産	36	66
ソフトウェア	12	42
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	160	178
繰延税金資産	260	263
債務保証見返	657	614
貸倒引当金	△ 1,226	△ 1,303
(うち個別貸倒引当金)	△ 936	△ 1,061
資産の部合計	277,363	280,359

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
(負債の部)		
預金積金	254,391	256,872
当座預金	12,255	12,999
普通預金	137,025	141,161
貯蓄預金	1,517	1,620
通知預金	161	199
定期預金	94,638	92,962
定期積金	6,593	6,256
その他の預金	2,199	1,671
借入金	12,000	13,000
その他負債	371	464
未決済為替借	68	81
未払費用	25	26
給付補填備金	1	1
未払法人税等	—	73
前受収益	73	81
払戻未済金	6	14
払戻未済持分	0	0
職員預り金	56	56
リース債務	4	3
資産除去債務	68	69
その他の負債	65	58
役員退職慰労引当金	136	154
債務保証損失引当金	0	0
睡眠預金払戻損失引当金	23	17
偶発損失引当金	229	263
債務保証	657	614
負債の部合計	267,810	271,387
(純資産の部)		
出資金	712	723
普通出資金	712	723
利益剰余金	9,259	9,487
利益準備金	719	712
その他利益剰余金	8,540	8,774
特別積立金	8,110	8,310
当期末処分剰余金	430	464
処分未済持分	△ 13	—
会員勘定合計	9,958	10,210
その他有価証券評価差額金	△ 405	△ 1,238
評価・換算差額等合計	△ 405	△ 1,238
純資産の部合計	9,552	8,971
負債および純資産の部合計	277,363	280,359

貸借対照表記載上の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 売買目的有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 注3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. および3. と同じ方法により行っております。
- 注5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 10年～39年
- その他 5年～20年

- 6.無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 7.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 8.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、「破綻先（破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者）」、「実質破綻先（破綻先と実質的に同等の状況にある債務者）」、「破綻懸念先（現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者）」、「要管理先（要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および3カ月以上延滞債権）である債務者）」、「その他要注意先（貸出条件や返済履行状況に問題があり、業績が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者）」、「正常先（業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者）」の区分に応じて、次のとおり計上しております。
- 破綻先および実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した金額が一定額以上であり、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。また、上記以外の破綻懸念先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 正常先に係る債権およびその他要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 要管理先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部（内部監査部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額等を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は364百万円であります。
- 10.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。 |
|----------|--|
- 11.当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2022年3月分）
- 0.0745%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円および別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 12.当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しており、当該企業年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該企業年金制度は、第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております。）
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①第1給付部分の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）
- | | |
|---------------|-------|
| 年金資産の額 | 82百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務額 | 74百万円 |
| 差引額 | 7百万円 |
- ②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2022年3月分）
- 2.4555%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 13.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 14.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 15.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 16.債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 17.役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち「受入為替手数料」は、主として送金や代金取立等の内閣為替業務から収受する受入手数料であり、一般顧客から受領する振込手数料のほか金融機関間手数料などがあります。また「その他の役務収益」は、主たる計上取引である口座振替手数料等の預金業務から収受する受入手数料のほか、融資業務、保険の販売代理業務、貸金庫業務、その他の役務取引等業務から収受する受入手数料があります。これらの役務取引等にかかる履行義務は、対価の受領と同時に充足されるものは、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。
- 18.消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 19.会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,303百万円
- 当金庫は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）を決定し、注9に記載した貸倒引当金の償却・引当基準により貸倒引当金を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響については、前事業年度末において概ね2023年3月末頃までに収束すると仮定しておりましたが、当事業年度末において、その影響は概ね2024年3月末頃までに収束するとの仮定に変更しております。当該想定範囲で、債務者によってその程度は異なるものの、主に飲食業および観光業の債務者に対する貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者について、今後の債務者の経営状況の悪化または回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高く、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 20.理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額1,482百万円
- 21.有形固定資産の減価償却累計額 4,426百万円
- 22.信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、買入金銭債権、貸出金、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は689百万円、危険債権額は7,373百万円であります。
- なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 23.債権のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
- 24.債権のうち、貸出条件緩和債権額は206百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 25.破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3カ月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は8,269百万円であります。
- なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、510百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 6,408百万円

預け金 10,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 271百万円

借入金 13,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

28. 出資1口当たりの純資産額6,204円32銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程および信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に定められた基本方針に基づき、ALMや金利感応度分析等によって金利、為替、市場価格の変動リスクを管理しております。

リスク管理方法や手続等の詳細は、市場リスク管理規程および市場リスクに関する管理諸規程等に明記されており、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「預け金」のうち仕組預金および「有価証券」のうち債券につきましては保有期間1～6ヶ月、過去10年の観測期間で計測される99パーセンタイル値、その他の金融商品につきましては保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、2,484百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現 金	2,853	2,853	—
(2)預 け 金(※1)	85,823	85,451	△ 372
(3)金 銭 の 信 託	6,628	6,628	—
(4)有 価 証 券			
満期保有目的の債券	18,462	17,986	△ 476
その他有価証券(※3)	49,324	49,324	—
(5)貸 出 金(※1)	114,042		
貸 倒 引 当 金(※2)	△ 1,225		
	112,816	114,431	1,615
金 融 資 産 計	275,909	276,676	766
(1)預 金 積 金(※1)	256,872	256,813	△ 59
(2)借 用 金(※1)	13,000	13,000	0
金 融 負 債 計	269,872	269,813	△ 58

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)現金

現金については、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金のうち、仕組預金のものは、取引金融機関から提示された価格を時価としており、その他のものにつきましては、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3)金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。

(5)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

預金積金は、以下の①と②の合計額を時価に代わる金額として記載しております。

①要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)

②定期性預金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

(2)借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(※1)(※2)	81
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(※1)	940
組 合 出 資 金(※3)	4
合 計	1,026

(※1) 非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について5百万円の減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金(※1)	31,823	42,500	5,500	6,000
有 価 証 券	1,617	8,543	926	52,958
満期保有目的の債券	1,200	2,611	137	14,492
その他の有価証券のうち満期があるもの	417	5,932	789	38,465
貸 出 金(※2)	19,498	37,636	27,374	20,409
合 計	52,938	88,679	33,801	79,367

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(※)	232,373	23,784	—	—
借 入 金	13,000	—	—	—
合 計	245,373	23,784	—	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超 え る も の	国 債	3,909	3,949	40
	地 方 債	933	941	7
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,842	4,891	48
時価が貸借対照表計上額を 超 え な い も の	国 債	2,602	2,418	△ 184
	地 方 債	11,017	10,677	△ 340
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	13,619	13,095	△ 524
合 計		18,462	17,986	△ 476

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	3,265	3,223	42
	国 債	624	608	15
	地 方 債	1,916	1,892	24
	社 債	725	723	2
	そ の 他	3,950	3,715	235
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	小 計	7,216	6,939	277
	株 式	211	245	△ 34
	債 券	38,311	39,468	△ 1,156
	国 債	3,397	3,564	△ 167
	地 方 債	30,981	31,948	△ 966
	社 債	3,933	3,956	△ 22
合 計	そ の 他	3,583	3,911	△ 327
	小 計	42,107	43,625	△ 1,518
合 計		49,324	50,565	△ 1,241

32. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	296	28	—
債 券	2,290	3	—
国 債	1,989	2	—
地 方 債	—	—	—
社 債	301	1	—
そ の 他	113	8	—
合 計	2,700	40	—

33. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,426	8

34. その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,202	1,200	2	2	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、28,380百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが26,706百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	374
減価償却費	25
役員退職慰労引当金	42
その他有価証券評価差額金	342
その他	164
繰延税金資産小計	949
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額(注)	△ 633
評価性引当額小計	△ 633
繰延税金資産合計	315
繰延税金負債	
前払年金費用	49
その他	2
繰延税金負債合計	51
繰延税金資産の純額	263

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、その他有価証券評価差額金の増加によるものです。

37. 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、5百万円であります。

38. 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。当基準の適用による時価の算定方法の変更はなく、利益剰余金、その他有価証券評価差額金および損益への影響はありません。

◎損益計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 3年度	令 和 4年度
経常収益	2,740,275	2,790,359
資金運用収益	2,148,010	2,221,577
貸出金利息	1,648,184	1,711,128
預け金利息	128,592	129,843
有価証券利息配当金	348,003	357,420
その他の受入利息	23,229	23,185
役務取引等収益	381,693	377,257
受入為替手数料	182,391	171,887
その他の役務収益	199,301	205,369
その他業務収益	81,725	9,928
外国為替売買益	10	—
国債等債券売却益	64,585	3,415
その他の業務収益	17,129	6,513
その他経常収益	128,846	181,596
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	12,505	7,960
株式等売却益	60,144	38,847
金銭の信託運用益	46,415	120,251
その他の経常収益	9,780	14,537
経常費用	2,541,711	2,401,609
資金調達費用	17,091	11,658
預金利息	16,045	10,836
給付補填備金繰入額	753	470
借用金利息	15	75
その他の支払利息	277	276
役務取引等費用	229,739	227,405
支払為替手数料	57,429	50,439
その他の役務費用	172,310	176,966
その他業務費用	7,459	887
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	6,559	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	899	887
経費	1,951,945	1,944,133
人件費	1,151,030	1,163,598
物件費	722,721	701,733
税金	78,193	78,801

(単位:千円)

科 目	令 和 3年度	令 和 4年度
その他経常費用	335,476	217,524
貸倒引当金繰入額	123,596	144,278
貸出金償却	162	—
株式等売却損	3,464	—
株式等償却	264	5,101
金銭の信託運用損	6,211	14,823
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	201,775	53,320
経常利益	198,563	388,749
特別利益	3,771	16,873
固定資産処分益	3,751	16,863
その他の特別利益	20	10
特別損失	21,762	25,398
固定資産処分損	11,358	3,544
減損損失	10,404	21,854
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	180,572	380,223
法人税、住民税および事業税	4,972	134,681
法人税等調整額	△ 43,743	△ 3,385
法人税等合計	△ 38,771	131,295
当期純利益	219,343	248,927
繰越金（当期首残高）	210,811	215,882
当期末処分剰余金	430,155	464,810

損益計算書記載上の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額178円83銭
 3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、371,418千円であります。
 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◎剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	430,155,814	464,810,682
積立金取崩額	6,705,500	—
利益準備金限度超過取崩額	6,705,500	—
剰余金処分額	220,978,607	331,066,478
利益準備金	—	10,408,500
普通出資に対する配当金(年3%)	20,978,607	20,657,978
特別積立金	200,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	215,882,707	133,744,204

当金庫の令和5年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその附属明細書ならびに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和5年5月17日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月14日 釧路信用金庫 理事長
森村 好幸

◎報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	110

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」93百万円、「賞与」0万円、「退職慰労金」16百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

◎業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,131,338	2,210,198
資金運用収益	2,148,010	2,221,577
資金調達費用	16,671	11,379
役務取引等収支	151,953	149,851
役務取引等収益	381,693	377,257
役務取引等費用	229,739	227,405
その他業務収支	74,266	9,041
その他業務収益	81,725	9,928
その他業務費用	7,459	887
業務粗利益	2,357,558	2,369,090
業務粗利益率(%)	0.87	0.85

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度419千円、令和4年度279千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	351,559	481,832
実質業務純益	405,689	434,410
コア業務純益	347,664	430,995
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	355,762	433,389

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員退職慰労引当金等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◎総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.07	0.13
総資産当期純利益率	0.07	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率=[経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高]×100

◎資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利 息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 勘 定	269,778	276,059	2,148	2,221	0.79	0.80
うち 貸 出 金	107,244	110,176	1,648	1,711	1.53	1.55
うち 預 け 金	92,883	96,030	128	129	0.13	0.13
うち 有 価 証 券	68,692	68,900	348	357	0.50	0.51
資 金 調 達 勘 定	263,820	270,056	16	11	0.00	0.00
うち 預 金 積 金	263,397	270,020	16	11	0.00	0.00
うち 借 用 金	7,013	6,608	0	0	0.00	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度161百万円、令和4年度142百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度6,646百万円、令和4年度6,628百万円)および利息(令和3年度419千円、令和4年度279千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
※ 過年度のディスクロージャー誌において記載しておりました「資金調達勘定」および「うち預金積金」の計数に誤りがあったことから、訂正後の計数を記載しております。なお、訂正前の計数は以下のとおりであります。
令和3年度 資金調達勘定 利回り 0.01%、うち預金積金 利回り 0.01%

◎利 鞘

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 利 回	0.79	0.80
資 金 調 達 原 価 率	0.74	0.72
総 資 金 利 鞘	0.05	0.08

◎受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	145,080	△ 138,737	6,343	45,205	28,318	73,523
うち 貸 出 金	94,136	△ 60,700	33,435	41,494	21,448	62,943
うち 預 け 金	21,467	△ 8,216	13,251	1,251	—	1,251
うち 有 価 証 券	29,496	△ 69,725	△ 40,229	2,547	6,869	9,416
支 払 利 息	1,976	△ 16,811	△ 14,834	△ 227	△ 5,064	△ 5,291
うち 預 金 積 金	1,949	△ 17,167	△ 15,217	△ 223	△ 5,267	△ 5,491
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	15	—	15	△ 9	70	60

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
※ 過年度のディスクロージャー誌において記載しておりました「支払利息」、「うち預金積金」、「うち借入金」の計数に誤りがあったことから、訂正後の計数を記載しております。なお、訂正前の計数は以下のとおりであります。
令和3年度 支払利息 残高による増減△5,274千円、利率による増減△9,559千円
 うち預金積金 残高による増減△5,407千円、利率による増減△9,809千円
 うち借入金 残高による増減6千円、利率による増減8千円

◎流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
流 動 性 預 金	156,973	163,326
うち 有 利 息 預 金	122,977	129,077
定 期 性 預 金	105,316	105,544
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	98,645	99,160
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	7	7
譲 渡 性 預 金	—	—
そ の 他 の 預 金	1,107	1,149
合 計	263,397	270,020

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎定期預金の残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
定 期 預 金	94,638	92,962
固 定 金 利 定 期 預 金	94,631	92,955
変 動 金 利 定 期 預 金	7	7
そ の 他	—	—

◎手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
手 形 貸 付	6,217	7,368
証 書 貸 付	92,775	94,642
当 座 貸 越	7,706	7,598
割 引 手 形	544	566
合 計	107,244	110,176

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	109,512	114,042
固 定 金 利	76,900	76,504
変 動 金 利	32,611	37,537

◎預貸率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
預 貸 率 末 残	43.04	44.39
預 貸 率 平 残	40.71	40.80

(注) 1. 預貸率 = [貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	2,034	2,317
有 価 証 券	142	142
動 産	—	50
不 動 産	15,584	16,930
そ の 他	178	138
小 計	17,940	19,579
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	41,157	42,550
保 証	14,072	14,415
信 用	36,341	37,496
合 計	109,512	114,042

◎債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	8	7
そ の 他	—	—
小 計	8	7
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	97	60
信 用	551	547
合 計	657	614

◎使途別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	41,843	38.2	46,126	40.4
運 転 資 金	67,669	61.8	67,915	59.6
合 計	109,512	100.0	114,042	100.0

◎業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円、%)

業 種 区 分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	118	4,213	3.8	113	4,081	3.5
農 業、林 業	75	1,604	1.4	75	1,562	1.3
漁 業	14	587	0.5	17	588	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	9	1,044	0.9	9	990	0.8
建 設 業	503	12,232	11.1	527	12,715	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	11	473	0.4	11	480	0.4
情 報 通 信 業	13	284	0.2	15	268	0.2
運 輸 業、郵 便 業	63	3,082	2.8	62	3,208	2.8
卸 売 業、小 売 業	381	13,384	12.2	379	13,189	11.5
金 融 業、保 険 業	24	2,508	2.2	25	2,492	2.1
不 動 産 業	183	11,420	10.4	207	14,756	12.9
物 品 賃 貸 業	6	302	0.2	7	236	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	33	620	0.5	38	661	0.5
宿 泊 業	24	1,052	0.9	26	2,070	1.8
飲 食 業	241	3,123	2.8	250	3,170	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	118	1,548	1.4	120	1,488	1.3
教 育、学 習 支 援 業	21	629	0.5	19	575	0.5
医 療、福 祉	125	6,577	6.0	134	6,459	5.6
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	175	4,913	4.4	193	5,520	4.8
小 計	2,137	69,603	63.5	2,227	74,517	65.3
国・地方公共団体等	9	15,595	14.2	9	14,175	12.4
個 人	5,305	24,313	22.2	5,209	25,349	22.2
合 計	7,451	109,512	100.0	7,445	114,042	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

◎有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めのないもの		合 計	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
国	債	1,203	1,199	2,400	2,100	900	—	—	—	494	—	3,793	7,232	—	—	8,791	10,532
地	方 債	—	—	—	512	544	—	165	139	—	400	46,246	43,796	—	—	46,957	44,849
社	債	243	217	1,625	1,949	1,875	2,110	221	57	15	—	346	323	—	—	4,329	4,658
株	式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	296	292	296	292
外	国 証 券	—	200	501	299	—	—	—	—	—	—	667	625	829	870	1,998	1,995
その他の証券		204	—	523	443	911	980	166	317	147	—	—	94	3,543	3,707	5,496	5,544

◎有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国 債	10,045	9,961
地 方 債	46,661	46,573
短 期 社 債	—	—
社 債	4,749	4,488
株 式	347	357
外 国 証 券	1,863	2,020
そ の 他 の 証 券	5,025	5,498
合 計	68,692	68,900

◎預証率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
預 証 率 末 残	26.67	26.42
預 証 率 平 残	26.07	25.51

(注) 1. 預証率 = [有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎有価証券の取得価格・時価および評価損益

1. 売買目的の有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	4,500	4,546	45	3,909	3,949	40
	地 方 債	2,311	2,333	22	933	941	7
	社 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	6,811	6,880	68	4,842	4,891	48
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	1,999	1,925	△ 73	2,602	2,418	△ 184
	地 方 債	10,355	10,208	△ 147	11,017	10,677	△ 340
	社 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	12,354	12,134	△ 220	13,619	13,095	△ 524
合 計		19,166	19,014	△ 152	18,462	17,986	△ 476

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	63	61	2	—	—	—
	債 券	6,031	5,970	61	3,265	3,223	42
	国 債	497	496	0	624	608	15
	地 方 債	4,823	4,766	57	1,916	1,892	24
	社 債	710	707	3	725	723	2
	そ の 他	4,021	3,792	228	3,950	3,715	235
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小 計	10,117	9,824	292	7,216	6,939	277
	株 式	149	166	△ 16	211	245	△ 34
	債 券	34,879	35,362	△ 483	38,311	39,468	△ 1,156
	国 債	1,793	1,846	△ 52	3,397	3,564	△ 167
	地 方 債	29,466	29,881	△ 414	30,981	31,948	△ 966
	社 債	3,619	3,635	△ 15	3,933	3,956	△ 22
小 計	そ の 他	3,469	3,669	△ 200	3,583	3,911	△ 327
	小 計	38,498	39,198	△ 700	42,107	43,625	△ 1,518
合 計		48,615	49,023	△ 407	49,324	50,565	△ 1,241

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。 2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	83	81
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	940	940
組 合 出 資 金	4	4
合 計	1,028	1,026

◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,430	△ 4	5,426	8

2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和3年度					令和4年度				
貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
1,201	1,200	1	1	—	1,202	1,200	2	2	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

当金庫の自己資本の充実の状況等

定性開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要	42
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
(3) 信用リスクに関する項目	44
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	46
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(6) オペレーショナル・リスクに関する事項	46
(7) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	47
(8) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	48

自己資本の構成に関する開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項	42
---------------------------	----

定量開示目次

単体開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項	43
(2) 信用リスクに関する事項	44
1.信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	44
2.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	45
3.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	45
4.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	45
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	46
(4) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(5) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	47
(6) 銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	48
(7) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	48

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金の他、利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額で構成されております。

◎自己資本の構成に関する開示事項＜単体自己資本比率＞

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,937	10,189
うち、出資金および資本剰余金の額	712	723
うち、利益剰余金の額	9,259	9,487
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△ 13	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	289	242
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	289	242
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 10,227	10,431
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	66
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	66
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	13	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	115	129
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 165	195
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ) 10,062	10,236
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	80,877	81,636
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 435	△ 435
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 435	△ 435
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,855	4,790
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 85,733	86,427
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	11.73%	11.84%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中すること無く、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

◎自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	80,877	3,235	81,636	3,265
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,888	2,955	74,860	2,994
ソブリン向け	1,113	44	1,105	44
金融機関および第一金融商品取引業者向け	18,587	743	18,248	729
法人等向け	20,249	809	21,177	847
中小企業等向けおよび個人向け	18,023	720	15,797	631
抵当権付住宅ローン	1,292	51	956	38
不動産取得等事業向け	8,896	355	11,760	470
3月以上延滞等	32	1	36	1
取立未済手形	17	0	15	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	317	12	333	13
出資等のエクスポージャー	317	12	333	13
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,357	214	5,429	217
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに 係るエクスポージャー	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	940	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	728	29	782	31
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,424	296	7,211	288
ルック・スルー方式	7,424	296	7,211	288
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	△ 435	△ 17
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,855	194	4,790	191
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	85,733	3,429	86,427	3,457

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、信用保証協会および農林漁業信用基金のことです。
4. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

オペレーショナル・リスク
相当額(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する項目

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備しており、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢を視野に入れた準備を進めております。一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会・常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定に関する規程」および「償却・引当金計上に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。なお、エクスポーチャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆ 株式会社格付投資情報センター (R&I) ◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) ◆ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◆ 株式会社日本格付研究所 (JCR) ◆ S&Pグローバル・レーティング (S&P)

◎信用リスクに関する事項

1. 信用リスクに関するエクスポーチャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別> (単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
製 造 業	6,176	6,355	4,261	4,168	1,701	2,001	—	—	—	0
農 業、林 業	1,726	1,676	1,726	1,676	—	—	—	—	—	12
漁 業	598	597	598	597	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	1,044	990	1,044	990	—	—	—	—	—	—
建 設 業	12,940	13,406	12,840	13,306	100	100	—	—	34	5
電気・ガス・熱供給・水道業	766	877	510	520	200	300	—	—	—	—
情 報 通 信 業	406	402	302	285	100	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業	3,227	3,343	3,099	3,224	106	106	—	—	—	0
卸 売 業、小 売 業	13,726	13,508	13,626	13,408	100	100	—	—	3	0
金 融 業、保 険 業	91,885	90,482	2,512	2,497	1,987	2,044	—	—	—	—
不 動 産 業	11,946	15,183	11,546	14,883	400	300	—	—	18	16
物 品 賃 貸 業	307	240	307	240	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	728	765	728	765	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,074	2,091	1,074	2,091	—	—	—	—	0	—
飲 食 業	3,495	3,539	3,295	3,339	200	200	—	—	5	5
生活関連サービス業、娯楽業	1,668	1,629	1,654	1,621	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	638	585	638	585	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	6,773	6,644	6,773	6,644	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	4,965	5,594	4,964	5,578	—	—	—	—	1	—
国・地方公共団体等	72,347	71,227	15,595	14,176	56,752	57,051	—	—	—	—
個 人	22,761	23,788	22,761	23,788	—	—	—	—	32	36
そ の 他	20,401	19,398	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	279,608	282,331	109,862	114,391	61,647	62,304	—	—	96	75

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポーチャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポーチャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポーチャーです。具体的には、現金、金銭の信託、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポーチャーは含まれておりません。

5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

6. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<残存期間別>

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超		期間の定めのないもの		合 計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
貸 出 金	18,177	19,605	19,347	5,419	16,364	8,328	13,198	9,175	33,301	71,634	9,122	228	109,512	114,391
債 券	1,446	1,666	4,528	4,866	3,328	2,121	387	197	51,909	53,452	—	—	61,599	62,304

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
一般貸倒引当金	235	289	289	242	—	—	235	289	289	242
個別貸倒引当金	797	853	853	983	6	56	791	797	853	983
合 計	1,033	1,143	1,143	1,225	6	56	1,027	1,086	1,143	1,225

(注) 1. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、未収入金貸倒損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等を含めておりません。

※過年度のディスクローチャー誌において記載しておりました「個別貸倒引当金」および「合計」の計数に誤りがあったことから、訂正後の計数を記載しております。なお、訂正前の計数は以下のとおりであります。

令和3年度 個別貸倒引当金 当期増加額936百万円、期末残高936百万円
合計 当期増加額1,226百万円、期末残高1,226百万円

3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
製 造 業	0	0	0	1	—	—	0	0	0	1	—	—
農 業、林 業	90	93	93	257	—	—	90	93	93	257	—	—
漁 業	27	26	26	18	—	—	27	26	26	18	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	343	219	219	159	—	—	343	219	219	159	—	—
建設業	81	81	81	63	2	27	79	53	81	63	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	1	1	2	—	0	0	0	1	2	—	—
卸売業、小売業	74	125	125	205	—	3	74	122	125	205	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	73	75	75	77	—	—	73	75	75	77	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	0	4	4	4	—	—	0	4	4	4	—	—
飲食業	44	72	72	69	—	—	44	72	72	69	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	5	5	5	—	—	2	5	5	5	—	—
教育、学習支援業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
医療、福祉	0	55	55	57	—	—	0	55	55	57	—	—
その他のサービス業	32	58	58	32	—	23	32	35	58	32	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	24	31	31	29	3	—	20	31	31	29	—	—
合 計	797	853	853	983	6	56	791	797	853	983	0	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	合 計		格付適用有り		格付適用無し	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0%	96,401	96,360	—	—	96,401	96,360
10%	9,431	9,391	—	—	9,431	9,391
20%	93,473	103,950	1,350	13,630	92,123	90,319
35%	3,763	1,917	—	—	3,763	1,917
50%	12,336	3,257	12,259	2,802	77	455
75%	19,426	19,964	—	—	19,426	19,964
100%	43,305	47,163	1,100	700	42,204	46,463
150%	8	12	—	—	8	12
200%	—	—	—	—	—	—
250%	291	313	—	—	291	313
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	278,439	282,331	14,710	17,133	263,729	265,197

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱規程」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町、一般社団法人しんきん保証基金、その他担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に隔たることなく分散されております。

◎信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,564	1,671	10,250	12,550	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および時価から一定のストレス幅と各銘柄の感応度によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの適切性をリスク管理委員会で検証・検討し、定期的あるいは必要に応じて、常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用規程」および「資産査定事務取扱規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

◎銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	213	213	211	211
非 上 場 株 式 等	1,030	1,030	1,028	1,028
合 計	1,243	1,243	1,239	1,239

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する分は、一括して「上場株式等」に含めております。

3. 「非上場株式等」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、その他資産勘定に計上している信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	56	28
売 却 損	3	—
償 却	0	5

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	▲ 14	▲ 34

4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、更には新商品等の導入による影響など、ALM管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会と協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(注1)およびΔNII(注2)に当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

◆流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年

◆流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

5年

◆流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

◆固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

◆内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響をおよぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

◆計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

自己資本の額に対するΔEVE(7,261百万円)の割合は73.84%となっております。

(2) 当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上のその他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

◆金利ショックに関する説明・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)

当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や観測期間内の最大下落率を採用したシナリオにより影響等を定期的に検証しております。さらに収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

◎銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,008	8,889
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

◎銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	6,461	6,915	830	792
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	—	—	▲ 3	4
3	ス テ ィ ー プ 化	4,855	5,204		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	6,461	6,915	830	792
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	10,236		10,062	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

不良債権等への対応

当金庫では、不良債権の発生を最小限に抑え、貸出資産の健全性を高めるため、審査態勢の強化に努めるとともに、信用リスク管理態勢の充実を図っております。

◎信用金庫開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当額(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権および これらに準ずる債権	令和3年度	590	590	356	233	100.0%	100.0%
	令和4年度	689	689	511	178	100.0%	100.0%
危 険 債 権	令和3年度	5,857	5,263	4,643	620	89.8%	51.0%
	令和4年度	7,373	6,766	5,961	805	91.7%	57.0%
要 管 理 債 権	令和3年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
	令和4年度	206	97	63	34	47.3%	24.0%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和3年度	0	0	0	0	—	—
	令和4年度	0	0	0	0	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和3年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
	令和4年度	206	97	63	34	47.3%	24.0%
小 計 (A)	令和3年度	7,013	6,198	5,249	949	88.3%	53.8%
	令和4年度	8,269	7,554	6,536	1,017	91.3%	58.7%
正 常 債 権 (B)	令和3年度	103,199					
	令和4年度	106,426					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和3年度	110,213					
	令和4年度	114,696					

■項目の説明

- (注)1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産再生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または質貸借契約によるものに限る。)です。

◎貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

45ページをご覧ください。

◎貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却	162	—

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

開 示 項 目	掲載頁
① 金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	25
②理事・監事の氏名および役職名	24
③会計監査人の氏名または名称	35
④事務所の名称および所在地	22～23
② 金庫の主要な事業の内容	18
③ 金庫の主要な事業に関する事項	2
(1) 直近の事業年度における事業の概況	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	2
①経常収益	
②経常利益または経常損失	
③当期純利益または当期純損失	
④出資総額および出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫役員数(うち常勤役員数)	
⑬職員数	
⑭会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	36～37
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益および業務粗利益率	
イ.業務純益	
ウ.総資産経常利益率	
エ.総資産当期純利益率	
オ.資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	
カ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	
キ.受取利息および支払利息の増減	
②預金に関する指標	37
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	38～39
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ.預貸率の期末値および期中平均値	
エ.貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳	
オ.使途別の貸出金残高	
カ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	
④有価証券に関する指標	39
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	
ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式および外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高	
エ.預証率の期末値および期中平均値	

開 示 項 目	掲載頁
④ 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理の態勢	8
②コンプライアンスの態勢	9
③中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況	10～11
④金融ADR制度への対応	7
⑤ 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	29～35
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	49
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況	41～48
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	40
②金銭の信託	40
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ございません
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	45
(6) 貸出金償却の額	49
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	35
(8) 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認・署名	35
⑥ 報酬体系について	35

「自己資本比率規制 第3の柱」に基づく開示項目

開 示 項 目	掲載頁
単体における事業年度の開示事項	41～48
①定性的な開示事項	
②自己資本の構成に関する開示事項	
③定量的な開示事項	

金融再生法に基づく開示項目

開 示 項 目	掲載頁
金融再生法開示債権	49